

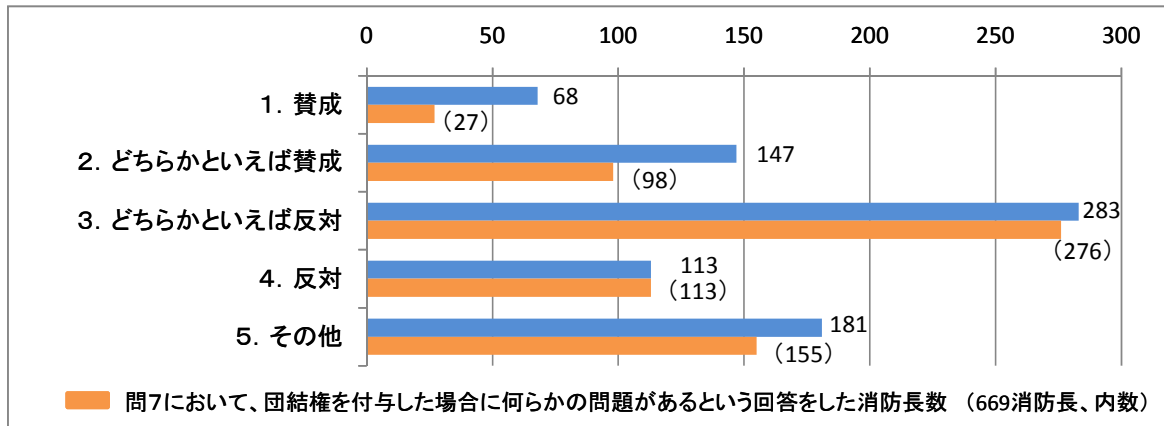
消防職員の団結権付与等に対する意向調査結果

平成22年8月18日

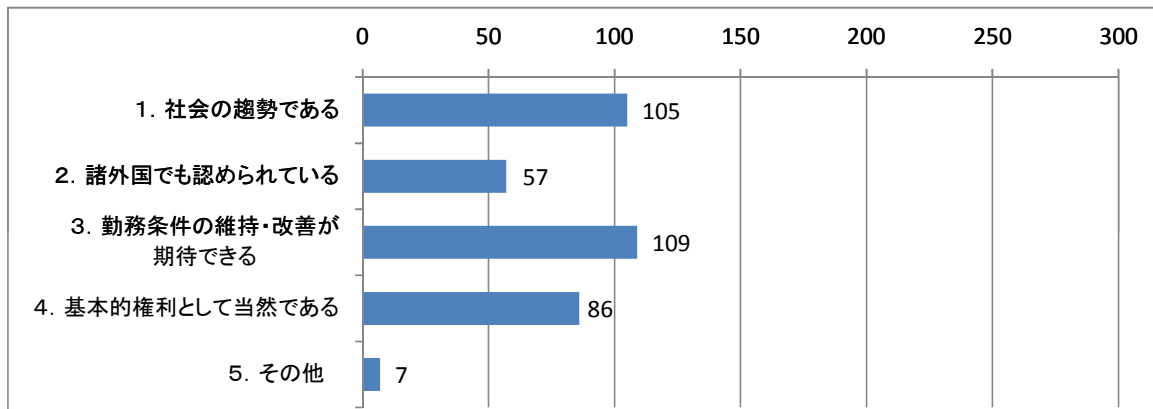
全国消防長会

- ◆ 調査期間
平成22年3月3日（水）～同年3月30日（火）
- ◆ 調査対象
全国消防長会会員（803消防長）
- ◆ 回答数
792消防長（回答率98.6%）
- ◆ 白紙回答
2消防長
- ◆ 未回答（提出なし）
9消防長
- ◆ その他
記述式の回答については、個別の消防本部名等を除き原文のまま記載した。

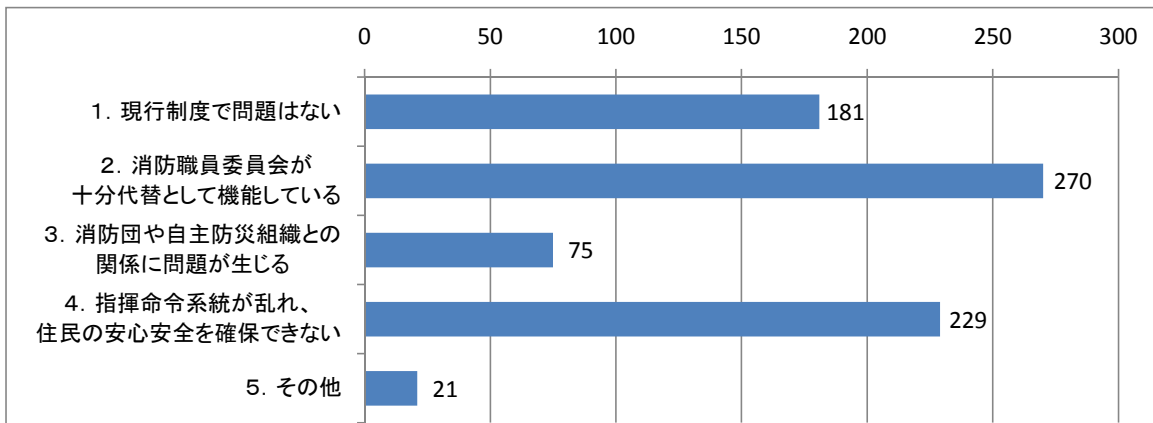
【問1】 団結権の付与に関する考え方を選択してください。(択一)



【問2】 (問1で「1. 賛成」又は「2. どちらかといえば賛成」と答えた方のみ)
その理由について選択してください。(複数選択可)



【問3】 (問1で「3. どちらかといえば反対」又は「4. 反対」と答えた方のみ)
その理由について選択してください。(複数選択可)



【問4】（問2又は問3で「5. その他」と答えた方のみ）
その他の理由を簡単に記入してください。（文章記入）

◆問2で「5. その他」と答えた理由

- ・ ILOの再三にわたる勧告もあり、検討する必要があると考える。
- ・ ILOの勧告に従うべきと思慮されるため。
- ・ 消防職員委員会の機能が十分に果たされにくい。
- ・ 消防職員委員会のみでは解決できない点がある。
- ・ 同一市町村職員として、勤務条件に差異を生じさせないため。
- ・ 争議権、団体交渉権を認めないのであれば、大きな混乱はないものと考えられる。
- ・ すでに任意の団体があり、活発に活動している。

◆問3で「5. その他」と答えた理由

- ・ 国民及び市民に対して不安を与えるおそれがある。
- ・ 一般住民は消防・警察・自衛隊には団結権はないものと考えている方が多く、この問題は消防職員のみの問題ではなく、もっと時間をかけ慎重に対応しなければならないと思う。
- ・ 勧告理由の中に、全国消防職員の代表が団結権の付与を望んでいる旨の記述があるが、全職員の1割にも満たない加入組織「消防職員協議会」に代表度はない。大多数の職員は全く正反対の意見であると考えている。
- ・ 公安職の消防職員にとって、その利己的な気質は不向きで、その付与が職員間（特に労使間）の希薄化を助長し、結果、自身の安全を脅かしかねない。また、その行使が住民に不安と不信を与えかねない。
- ・ 警察、自衛隊、海上保安庁も国民の生命、身体、財産を守るという業種は消防と同じであり、国民の信頼もある。その中でなぜ消防だけが団結権のあり方を議論するという突出した形になっているのかが不明である。
- ・ 消防は24時間勤務のため、職場において業務と生活が一体化しているという特殊性がある。職員団体の存在により、職員間の関係がぎくしゃくする恐れがある。
- ・ チームワークが乱れることにならないか。隊員の安全が確保できるのか。
- ・ 団結権の付与が一体どれだけの意味をなすものなのか甚だ疑問であり、その先に見え隠れする団体交渉権、団体行動権は消防倫理の崩壊を招くものである。
- ・ 団結権については、この問題に対する経緯及び消防組織の性格からして団結権付与は反対です。
- ・ 公務員の特性である「全体の奉仕者」、「政治的中立」が担保されない。
- ・ 消防職員委員会を更に機能させればよい。権利として付与すると、公務員（消防職員）としての義務及び消防法第1条の目的達成に支障をきたす懸念がある。
- ・ 現行制度のほうが意見が出やすい。委員となった職員は、提出された意見を審議できるので士気が上がる。
- ・ 一部事務組合であるが、構成団体の労働組合と市が協議しているものが消防にも一部適用されている。その他消防独自のものは、消防職員委員会で話し合うべきである。
- ・ 消防職員委員会以上の効果があるのか疑問である。

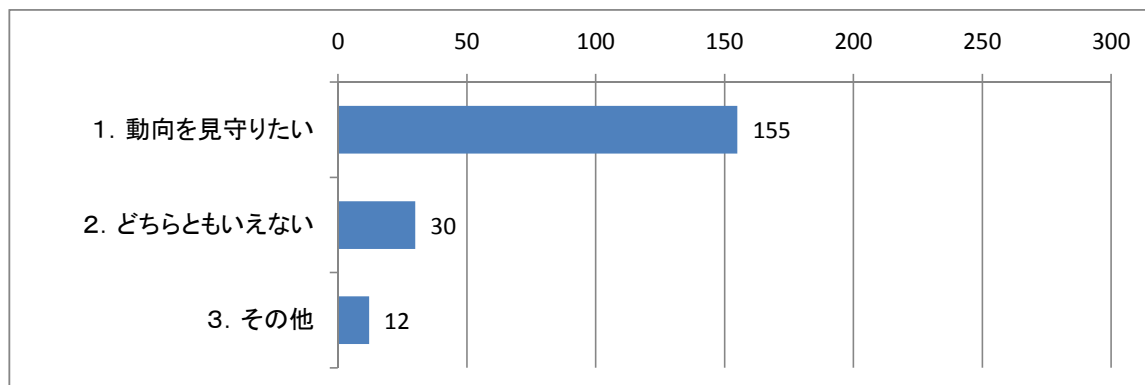
- ・ 現制度では消防職員委員会で代替えているが、公務員制度改革により現在の身分保障に変動があれば、それに代わる制度が必要。
- ・ 消防職員の任命権は消防長にあるが、人事案件等には予算を伴うケースがほとんどで、折衝過程で消防長が市町長と組合との関係で難しい立場に立つことが予測される。
- ・ 諸外国においては団結権が付与されたりもしているが、身分保障制度や消防組織としての法的位置付けに相違があると感じている。情報も有していないものとしては、ILO条約云々だけで論ずるべきではないと考える。
- ・ 団結権が付与された場合、制度運用の初期段階では大きな問題は予想されないが、将来的には運用のなし崩しの恐れが高いため、災害活動等における団結権行使の禁止や処分規定を法文化するなど厳格な運用が望まれる。
- ・ 隔日勤務者の年休管理に不安がある。
- ・ 当市は一般行政職等にも組合が無い。
- ・ 政治的中立を確保することが困難になる。

過去の例から、団結権及び団体交渉権の一部が認められている非現業公務員が、今日まで、違法な争議行為を繰り返してきた歴史があり、消防に団結権が認められると、違法な交渉や争議行為が行われることが容易に類推される。

24時間勤務体制の3分の2以上を占める夜間帯や休日においては、各級隊長の指揮命令の下に組織体制を確保しているが、団結権が認められると、各級隊長を含め勤務している職員の全てが労働者側に位置づけられ、厳格な指揮命令系統の保持に影響を及ぼすおそれがある。

複数の組合が存在した場合の組合間、または組合への加入・非加入者間で軋轢が生じることが予想される。

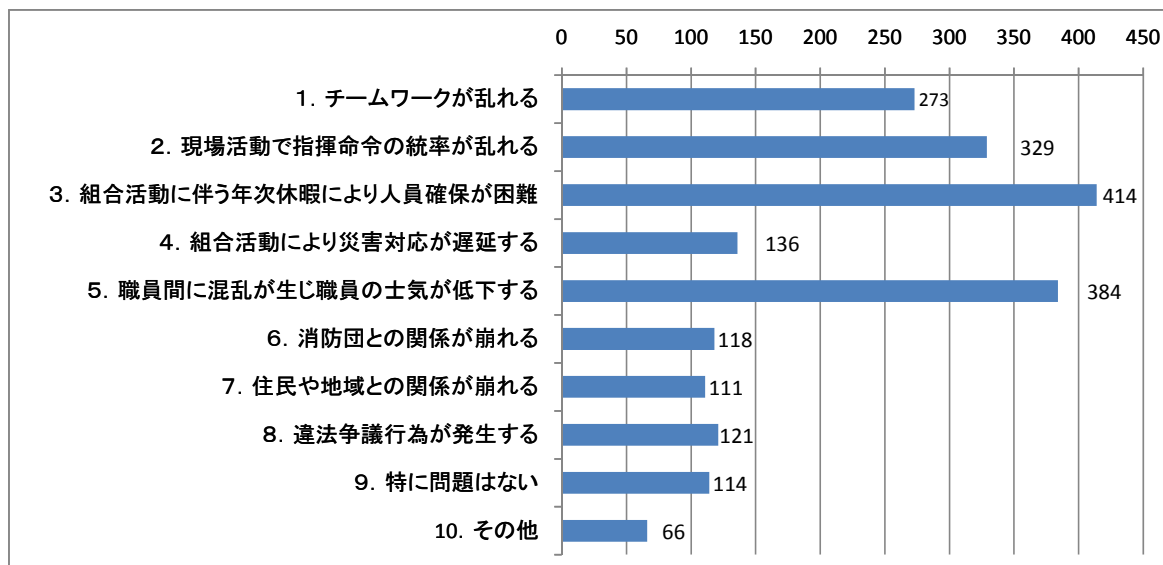
【問5】（問1で「5. その他」と答えた方のみ）
その理由について選択してください。（複数選択可）



【問6】（問5で「3. その他」と答えた方のみ）
その他の理由を簡単に記入してください。（文章記入）

- ・ 国の見解としてきた「消防が警察に含まれる」という国内における消防の位置付け、労使関係の発生が消防業務へ与える影響等について、十分な調査と検証が必要であり、住民目線での議論を行い慎重に判断すべきである。
- ・ ILOからの強い勧告や団結権を付与する意義は理解できるが、付与した場合の効果や影響が不透明である。住民サービスの低下にならないよう、慎重に検討し判断したい。
- ・ ILOから団結権付与の勧告が続いているが、付与することでどういう影響があるのか、しっかりと検証して議論していく必要がある。
- ・ 労働者が団結権を付与されることは、近代労働法制の基本的なインフラであるが、高度の規律と統制を保持し、指揮命令で部隊活動する消防の現場に与える影響が見えてこないため、検討すべきである。
- ・ 団結権を付与した場合、現場にどういう影響を与えるのか、具体的に整理し課題解決の議論が必要と思われる。
- ・ 現状、団結権について職員がどのように意識しているか把握できていないので、検討会の結果等を踏まえ、考えていきたい。
- ・ 消防職員委員会の機能の充実を図ることもあるが、現時点で職員から団結権の必要性が感じられない。
- ・ 長年にわたり検討され、現行の消防職員委員会制度に至っている。現行制度の機能を充分発揮させる事が良いと思われる。
- ・ 消防職員委員会について、職員にとって有益なものとなっているかどうかを検証する必要があると思われるため。
- ・ 市職員は職員組合を組織し、処遇改善等の要望を求める場がある。消防は部内職員委員会で要望できる場があるものの、市当局からは消防に対し一方的なものであり、消防を含む市全体で要望を求める場があれば良いと考える
- ・ 消防広域化の動向によって、判断すべき内容が異なってくると思慮します。
- ・ 認める方向で議論では。

【問7】 団結権が付与された場合、貴消防本部において考えられる問題としてあてはまるものを選択してください。問1～問6の回答内容に関わらず必ず回答してください。（複数選択可）



【問8】（問7で「10. その他」と答えた方のみ）
その他の理由を簡単に記入してください。（文章記入）

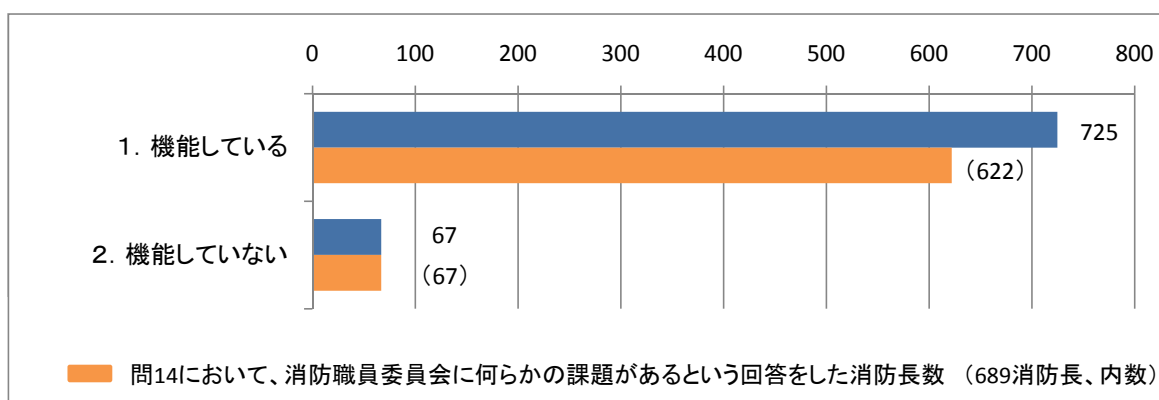
- ・ 生命、身体、財産を守る消防の任務に支障が出る恐れがあり、住民の不安が生じる。
- ・ 消防職員の団結権の付与は、社会の趨勢であるどころか、国民、住民の公務員に対する嫉みや羨望の感情を逆撫でするものであり、不信感を助長する何ものでもない。
- ・ 団結権を付与する事によって職員の組織化が図られ、組織の力をバックとして、上司などを軽視する風潮が出てくる。（現況から判断している。）
- ・ 一部の職員が加入する「消防職員協議会」と、非加入職員との摩擦（強引な勧誘など。）が絶えず、若手職員の勤労意欲への大きな妨げとなっている。自己主張と身勝手な振る舞いだけが横行する職場となる虞がある。
- ・ 既に問7の3、5、8の問題は発生している。さらにエスカレートする可能性もある。
- ・ 権利、主義、主張等の要求が今以上に増大する。組織運営上においての士気が乱れる。
- ・ 上司と部下の対抗関係をもたらし、上命下服の服務規律を維持することが困難となることが予想され、職務の遂行が困難になり、市民生活等に悪影響を及ぼしかねないため。
- ・ 考えるに、消防職員は住民の生命危機に直面する機会が、警察官より多くあると思慮する。従って、団結権の行使により、問7の4、8等の行動で消防活動に支障を生ずる恐れがある。
- ・ 非現業職員と同様の団結権及び団体交渉権を付与すると、福利厚生、勤務時間及び訓練時間等の短縮などの要望の増加が予測され、職員の権利のみが主張されると共に訓練等が疎かになり、地域の安心・安全に関し懸念がある。
- ・ 消防組織は、消防活動のみならず、救助、救命、防災等の多様な任務に関して上命下服の服務規律の維持による厳正な部隊活動が必要である。
- ・ 消防職員委員会が十分に機能しており、団結権を付与する必要性には疑問がある。団結権付与は、地公法55条により当局との実質的な交渉が想定されるので、労使間の対立が顕在化し、消防力の低下に繋がる恐れがある。

- ・ 職員の服務規律、部隊活動への影響が懸念される。
- ・ 団結権を認める事により、上司と部下において対立関係が発生することが予想される。
- ・ 団結権の付与については、どのような意識を持つかで、管理職と職員の間、職員間で秩序が乱れる可能性が考えられるので、制度の正しい運用等十分な指導と研修が必要である。
- ・ 平常業務においても、人間関係等、統率できないおそれがある。
- ・ 最終的に消防が機能しない。
- ・ 消防力の指針に基づく要求が増え、財政負担が多くなると思われる。
- ・ 組合対応など従来になかった業務が増えるだけでなく、中には施策（労働条件改善を含む）決定までのプロセスが長くなり、達成までに時間と費用を要するものが出てくる。
- ・ 構成する市村の財政状況悪化に対応するため職員手当の減額等予算縮減に努めているが、団結権が付与され勤務条件の改善が図られる一方で、その代償として新たな財政負担を強いられることが懸念される。
- ・ 組合活動に伴う年次休暇の取得ではないが、年次休暇を十分に与える事ができていない現在、権利を主張し、要求されるのでは。
- ・ 人員確保（事務処理のための専従職員等）
- ・ 団結権の内容によるが、災害現場（火災・救急等）による活動の確保体制。
- ・ 在籍専従職員の発生による欠員対応の困難性や、専従職員本人の長期業務離脱によるスキル低下を懸念（救命士等）。勤務時間中における交渉活動などに伴う現場人員確保の困難性や、出動対応の遅れを懸念。
- ・ 職員の処遇改善に期待がもてる反面、権利を主張する側とされる側の確執が懸念されるとともに、人員・給与が削減され続ける中、それらの調整に要する業務の拡大が予見される。
- ・ 国は消防職員の給料は公安職給料表を適用すべきとの考えで、当本部は行政職給料表に号給加算を行っている。これを労働基本権制約の代償と捉えられ、団結権が認められた場合に給料が引下げとならないか懸念する。
- ・ 火災や救急を前にして、出動拒否や指揮が乱れるとは思わない。公務員の労働基本権を掲げているが、政権が交替すれば、方針が変わる可能性がある。勤務条件や給与等確実に改善されるのか、悪い面も出るはず。
- ・ 特に問題はないと考えられるが、人事院勧告廃止になれば、団結権付与後は自主交渉となるために地域によっては処遇等の低下も懸念される。
- ・ 消防職員委員会の活動は消防業務の一つとして位置付けられ、労働組合とは次元の違うレベルで消防組織法でその実施が義務化されている。また、団結権が付与されれば現在消防職員に付与されている権利が侵害されかねない。
- ・ 団結権の付与後、職員団体と当局の交渉は勤務条件の維持、改善を図る事項となり、それ以外は、消防職員委員会で審議する。その為、消防職員の意思疎通、消防職員の士気低下の要因のひとつになると考える。
- ・ 組合活動と職務専念義務との関係が問題となり、役員の成り手がいない。消防職員委員会制度であれば、職務として行うことができるが、組合活動となると職務ではなくなるため、公の財産等の使用で問題が生じやすい。
- ・ 財産使用の問題が発生する。
- ・ 団結権を認めることにより、他の労働団体の組織内に組み込まれ、その組織活動と歩調を合わせた活動をしてしまう虞が考えられる。
- ・ 自治労、日教組に見られる様に、政党関与を懸念する。

- ・ 北教組問題を例に出すまでも無く、自治労の動向を見ても、集団の威を借りての行動と政治的中立性の崩壊は、日本国に良い影響を与えない。
- ・ 労使関係が悪化した場合、上記1～8について懸念される問題となりうる可能性はあるが、断定できない。
- ・ 団結権が付与されたからといって、直ちに問7の1から8の問題が生じるとは考えにくい、管理職側にいくらかの精神的又は物理的な負担の増があると思う。
- ・ 団結権の付与により、選択肢1～8のような問題が必ずしも発生するとは限らないと考えているが、可能性はゼロではない。
- ・ 市民の安全安心と市民の信頼等が確保されることを視点として論議されることが大事である。
- ・ 課題等をしっかりと整理する必要がある。
- ・ 問6同様に議論を重ねる必要があると思われるため。
- ・ 同種業務の海保職員、警察職員等の均衡を考慮した議論が必要。
- ・ 警察は論議の対象とされず、消防だけが議論されるのはどういうことなのでしょうか。消防に対する理解が十分なされているのでしょうか。
- ・ 消防、警察、自衛隊等は住民の安心、安全を守る組織として信頼関係が成立。団結権付与により業務に支障が出れば信頼関係が崩れ、災害等での住民協力等が損なわれる。この議論は、消防、警察、自衛隊等、全ての職種で検討が必要。
- ・ 自治労など市町村職員労働組合と歩調を合わせることで、団結権付与に当たり事前に職場の特殊性を考慮した覚書などを取り交わすことで、問題を発生させない取り組みが大切だと思う。
- ・ 公務員としての自覚があるうえでなら問題ない。
- ・ 組合活動により、災害対応、人員確保等に問題が出るような場合は、組合活動に制限を掛けられる制度にする必要がある。
- ・ 消防業務の特殊性に鑑み、団体交渉権を制限し争議権を禁止する。給与やその他重要事項の改善については、全国的な格差をなくすための代替措置として現在の人事院勧告のような制度を新設する。
- ・ 消防目的と団結権に対する正しい理解が前提とならなければならない。
- ・ 消防と同様に部隊行動が必要な警察官・自衛隊・海上保安官に団結権が何故無いのか。（ここでしか記入する場所が無かったため、ここに記入しました。）
- ・ 団結権が付与された場合の問題を具体的に想定できる情報を持ち合わせていない。しかし、付与するとすれば、労働基本権の一部が認められている公務員における諸問題を踏まえた対応を提起していくべきと考える。
- ・ 具体的な状況が想定できないため、他の動向等を見る必要がある。
- ・ 団結権が付与された事がないため、予測できない。
- ・ 現段階では、団結権の資料も少ないうえに、正規に職員同士での話し合いも実施されておりませんので、何処にどのような問題が発生してくるかは解らないと考えます。
- ・ 導入後の経過を見守らなければ、動向がつかめない。
- ・ 団結権の付与による影響については調査研究を進めている段階であり、消防活動への影響や地域との関係については不明である。今後の検討結果を踏まえ、総括的に判断していきたいと考えている。
- ・ これまででない制度であり、問題点を検討するためにはデータ（説明）が不足しているため。
- ・ 団結権を付与した場合、どの程度の問題点が発生するか想定することは諸外国の例を調査、研究を踏まえて検討を行ってない現状では困難である。

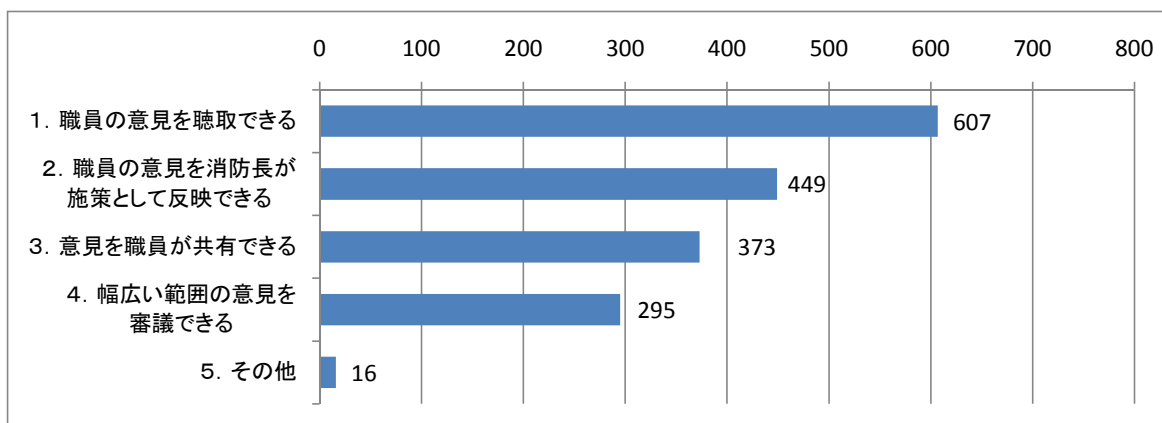
- ・ 現状では確認出来ない。
- ・ 住民との関係を大切にし、理解を得ながら動向を見守りたい。
- ・ 現段階において、想定が困難である。
- ・ 現在では予測が出来ない。
- ・ 問題は予見できないため。
- ・ 現段階では、上記やそれ以外の問題点を想定しにくいので「10. その他」を選択しました。
- ・ 実施についての細目がわからない。
- ・ 動向を見守るため、意見なし。
- ・ 記入は控えたい。

【問9】 消防職員委員会が機能していると思うかどうかについて選択してください。(択一)



【問10】(問9で「1. 機能している」と答えた方のみ)

消防職員委員会が機能していると思う理由を選択してください。(複数選択可)

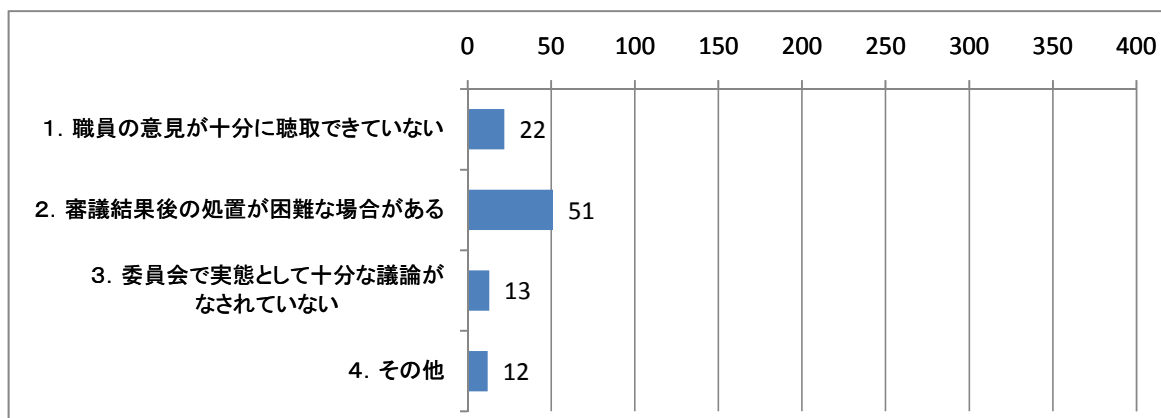


【問11】(問10で「5. その他」と答えた方のみ)
その他の理由を簡単に記入してください。(文章記入)

- ・ 職員がその経験や考え方等を積極的に組織に対して意見できるため、人材育成にもつながる。社会情勢の厳しさや市民の視点を垣間みる機会となる。
- ・ 効果的な資器材の導入や装備品の改善要望等、職員からの意見を反映させることにより、消防活動能力と住民サービスの向上に成果を挙げている。
- ・ 多くの意見が実現され、職場環境の向上が図れた。
- ・ 委員会の協議結果に基づき、少しずつ改善が図られてきている。
- ・ 消防職員委員会とは別に職員懇談会があり、職員間の意見交換やトラブル解消に役立っている。懇談会で解決できないことが消防職員委員会に提出される。
- ・ 小規模本部であるため意見聴取、反映が容易。
- ・ 職場、所属での話し合いが何より重要。
- ・ 機能している部分と、意見によっては審議結果の処理が困難である場合がある等、苦慮することもある。
- ・ 特定の意見で解決できないものが継続して提出される面もあるが、制度の趣旨からねばり強く審議しなくてはいけないだろう。
- ・ 任意で設置されている職員団体と同一行動のため、結果として機能している。
- ・ 提出される意見の9割以上は、「職員協議会」に加入している職員からで、内容としては給与、休暇、人事に関する不平不満が多く、建設的な意見は少ないものの、不平不満のガス抜きや問題提起にはなっている。
- ・ 職員の意見を聞く意味においては有効であるが、予算、制度上の観点より実現できないものもあり、十分な説明に努めているが閉塞感を持っている職員もいると思われる。
- ・ 自賄い方式が解消されなければ、本当の意味での機能はない。
- ・ 財政上の問題が大きいもの、人員の増は実現することが難しいものがある。
- ・ 市部局に権限がないので、処置が困難、不十分である。
- ・ 十分に機能していると判断している訳ではない。

【問12】(問9で「2. 機能していない」と答えた方のみ)

消防職員委員会が機能していないと思う理由を選択してください。(複数選択可)

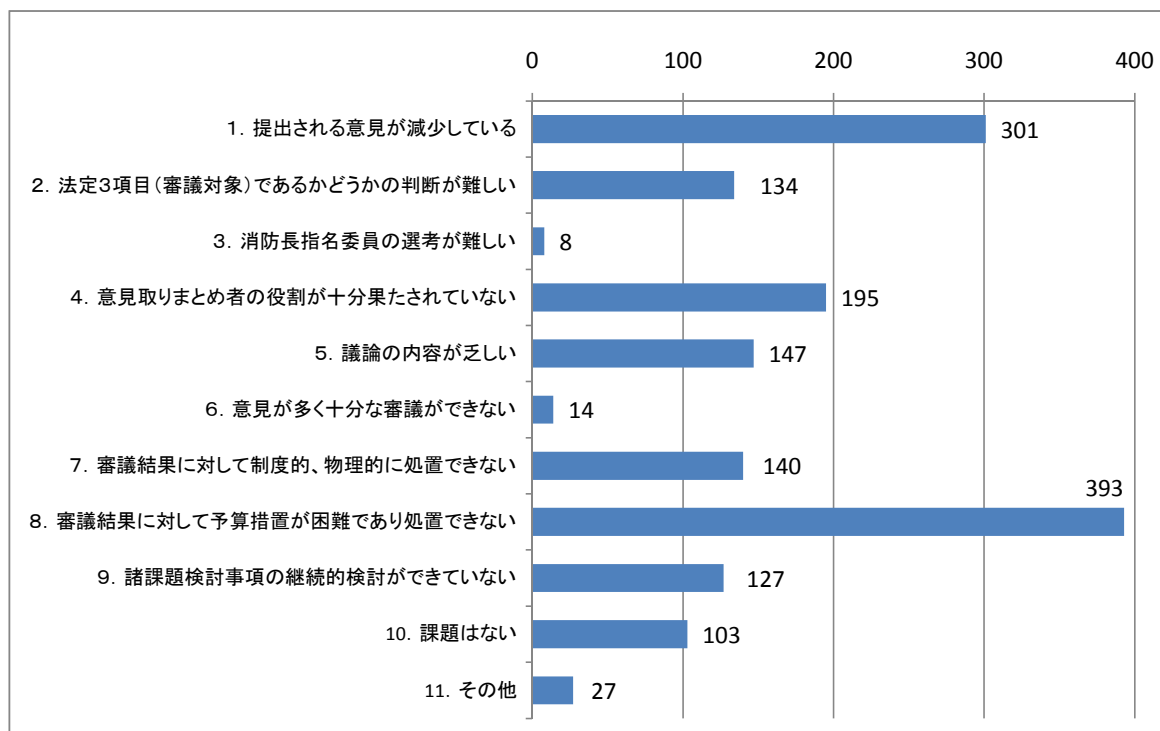


【問13】(問12で「4. その他」と答えた方のみ)

その他の理由を簡単に記入してください。(文章記入)

- ・ 財政的な問題が生じることがある。
- ・ お金のかかる事については改善できているが、予算措置されていないためお金のかかる意見については、結局何もできていない。
- ・ 当消防本部は市単独の消防本部であるため、消防内で理解し執行しようとしても、市の意見で通らない場合が多い。
- ・ 自賄い方式の弊害がある。
- ・ 消防組織及び地方公務員としての枠内での議論であり、視野を広げた民間ベースからの視点が必要であると思う。
- ・ 職場ミーティング等で十分に意見が提出できる環境があり、解決できる問題ばかりと思われる。
- ・ 提案意見の減少。
- ・ 関心度がまだまだ低く感じているから。
- ・ 職員の意見が低調である。
- ・ 消防職員協議会や職場会議等で、職員の意見が充分反映されている。
- ・ 全国消防職員協議会の下部組織である〇〇市消防××会を通して、職員の意見を聴取しているため、消防職員委員会の利用が少ない。
- ・ そもそも団結権の付与と消防職員委員会の機能とは本質的に全く別のものである。

【問14】現行の消防職員委員会の課題について、あてはまるものを選択してください。
問9～問13の回答内容に関わらず必ず回答してください。(複数選択可)

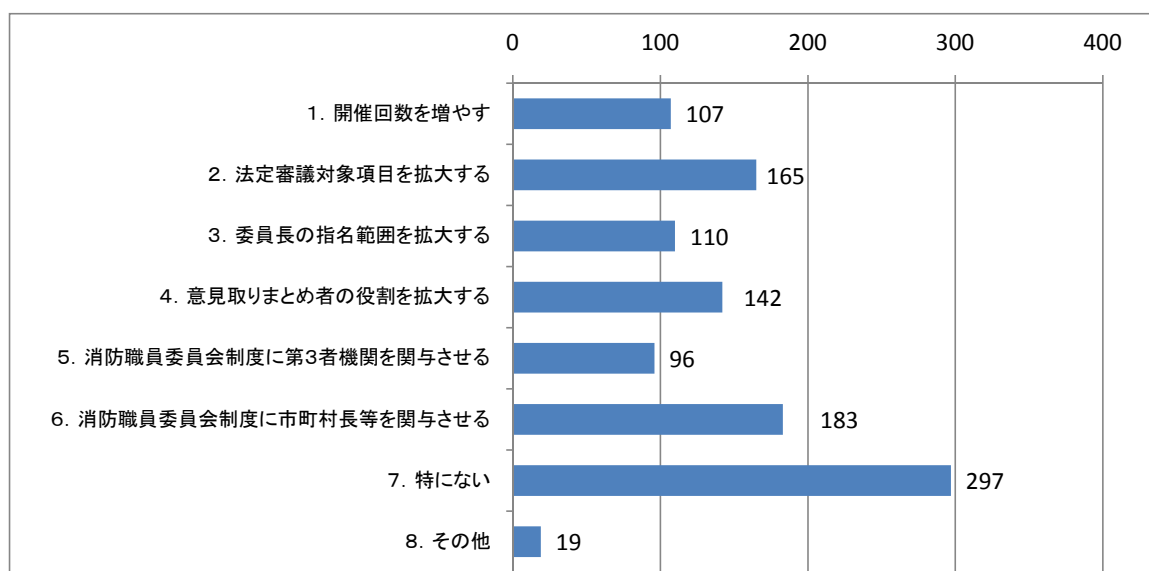


【問15】(問14で「11. その他」と答えた方のみ)
その他の理由を簡単に記入してください。(文章記入)

- ・ 予算措置が伴う場合は、十分に対応できないケースもある。
- ・ 審議結果に対して予算措置が困難なものがあり、対応が難しい。
- ・ 全て予算措置できない訳ではないが、困難な場合もある。
- ・ 審議結果に対して、(一部について) 予算措置が困難であり処置できない。
- ・ 予算措置が単年度で実施できず、複数年かかる場合がある。
- ・ 緊縮財政の中、多額の経費を必要とする場合、複数年度にわたる計画的な予算措置が必要なため、審議結果が迅速に反映できない。
- ・ 予算措置が困難等で措置できない事項が続くことで、職員からの意見が減少する恐れがある。
- ・ 行財政状況を勘案しない意見が多く見受けられる。
- ・ 給与等の待遇について各構成町の自賄いによるため、各町に要請が必要となる。
- ・ 広域化の検討中であり、審議できない部分もある。
- ・ 2回/月の定例会議(係長以上)で諸課題解決に向け話し合いを持っているので、新たな課題数が少ない。
- ・ 職員個々の自発性の欠如。
- ・ 意見を言えるような環境づくりが難しい。
- ・ 小規模消防本部では、議題が上がってこない。
- ・ 選出された委員によって結果が異なり、意見の減少に繋がっている様に見受けられる。

- ・ 審議結果に対する消防長の措置が義務付けられていない（尊重のみ）。
- ・ 審議結果に対して、制度的、物理的及び予算的に処置できない場合もある。
- ・ 審議結果に対して、処置するまで時間を要する。
- ・ 特に人員増など長年実現できていない意見があり、職員の期待度が低下している。
- ・ 委員の選出は、同一人物が委員の任期を終えて、1年経過後に再任を繰り返すため、幅広く職員から選出しているとは言い難く、意見も少数から毎年継続して出されるものが多く、個人的な思いが強い意見が見受けられる。
- ・ 組織で解決すべきものを組織で論議せず、意見、要求として出てくるため、組織を形骸化させる傾向にある。
- ・ 自己本意的な意見も見られる。
- ・ 意見提出者が固定化し、法定3項目を理解せず人事的な問題に及ぶことも多い。
- ・ 法定3項目に該当していても、組織批判が前提である意見は、委員の混乱を招く。
- ・ 委員に指名された者が、消防職委員会制度を十分に理解しているとはいえない。
- ・ 【問11】のとおりに、意見の大部分は「職員協議会」からであり、一定の成果があるまで前年と同様の内容で繰り返し提出されることが多く、一般の職員には「職員協議会」のための委員会のような捉え方が感じられる。
- ・ 特に課題等はありませんが、団結権付与の議論よりも現行の消防職員委員会制度のより良い姿を検討すべきと考えます。

【問16】消防職員委員会の機能を強化するための方法について考えられる内容を選択してください。問9～問13の回答内容に関わらず必ず回答してください。（複数選択可）



【問17】(問16で「8. その他」と答えた方のみ)

その他の考えられる方法を簡単に記入してください。(文章記入)

- ・ 消防本部は市の部局であるから、市長部局の関係部署（財政、人事等）を関与させる必要がある。
- ・ 消防職員委員会について市長部局の理解を得て、財源を確保できるようにする。
- ・ 市全体の予算内において、消防職員委員会の意見が尊重されるような仕組みの導入。あるいは、消防本部からの要請に基づいた国補助の仕組みの導入など。
- ・ 「意見」に対する消防長処置の基準（期限を含めた）を見直す。
- ・ 消防職員委員会に予算措置をしてもらえるようにしてもらいたい。
- ・ 消防職員委員会制度に都道府県、国を関与させ、組織を拡大する。
- ・ 消防局だけでは解決が困難な課題（予算、人員面など）について、市長事務部局を交えて運用する。
- ・ 消防職員委員会制度に市町村関係部局（財務、人事等）を関与させる。
- ・ 消防職員委員会の重要性を市長等が理解していないため、市関係部局が参加して委員会制度の格を上げる。
- ・ 現状では規則で定めることとされているため、議会の議決を要しない。条例で定めることとすれば議会（民意）を反映させられるのではないか。
- ・ 委員研修の場を設ける。
- ・ 市民に公開する。
- ・ 意見が提出されやすくするために、いつでも意見取りまとめ者が受け取るものとする。
- ・ 意見を言えるような環境にする。
- ・ 委員会よりも職場、所属内で民主的対話の場を形成することが重要と思慮する。
- ・ 機能強化ではないが、より活発な議論を行い、審議内容をより深化させるためにも消防職員委員会制度の更なる周知が必要。他本部との意見交換や情報交換の場をつくる等、裾野を広げる取り組みが必要。
- ・ 開催回数の増加、法定審議項目の拡大などを含め、職員一人ひとりの参加意欲の向上を図り、更に身近な委員会となるよう制度を強化していく必要があると考えます。
- ・ 各所属において、職員からの意見に対する明確な処置の実績を積み上げていくこと。
- ・ 消防職員委員会の制度自体に限界があり、制度そのものを変革させる必要がある。団結権が保障されれば、必要としない制度と考察する。